

# 多摩市紋章及び名義使用承認申請について

- 1 紋章 多摩市の紋章制定の件（昭和40年多摩市告示第1号）に定める紋章をいいます。
- 2 後援 団体等が主催する事業の趣旨に市が賛同することをいいます。
- 3 名義 後援等において市が使用を承認する名義は、「多摩市」又は「多摩市長」だけです。
- 4 団体等の承認基準 市の紋章又は市若しくは市長の名義を使用することができる団体等は、下記の団体です。
  - (1) 官公庁
  - (2) 公共的な団体
  - (3) 報道機関又はこれに準ずる団体
  - (4) コミュニティ団体、ボランティア団体又は民間非営利組織（NPO）
  - (5) 民間企業
  - (6) 社会教育関係団体又は学術・文化研究団体
  - (7) 学校又は学校の連合体
  - (8) 保健医療団体、福祉団体又はこれらに準ずる団体
  - (9) 防災組織、環境団体又はこれらに準ずる団体
- 5 事業の承認基準 承認基準は、次の(1)から(6)までのすべてに該当する場合です。
  - (1) 団体等が参加者等から徴収する入場料、出品料、参加料等は、事業に要する必要最小経費の範囲内であること。
  - (2) 公共性がある、売名及び営利を目的としないものであること。
  - (3) 広く一般に開放されるものであること。
  - (4) 政治的中立の趣旨に反するものでないこと。
  - (5) 宗教的な目的を有していないものであること。
  - (6) 公序良俗に反するものでないこと。
- 6 申請の手続き 「多摩市紋章・名義使用承認申請書（第1号様式）」を使用開始日の30日前までに、主管担当課に提出してください。

〈添付書類〉（任意の様式で結構です。）

  - (1) 事業計画書  
（事業実施までのスケジュール、事業の周知の仕方も記入）
  - (2) 事業予算書
  - (3) 団体の規約等主催者の存在又は基礎を明らかにするもの  
（主催者、団体の目的等がわかるもの）
  - (4) 役員その他事業関係者の住所等身分を明らかにするもの  
（役員の役職、氏名、連絡先等がわかるもの）
  - (5) その他、市長が必要と認めるもの
- 7 承認 審査の結果、承認の決定した場合は、「多摩市紋章・名義使用承認通知書（第2号様式）」を交付します。
- 8 不承認等 審査の結果、不承認の決定した場合は、「多摩市紋章・名義使用不承認通知書（第3号様式）」を交付します。

提出書類は、なるべくお早めに提出されますようご協力をお願い致します。

記入・印漏れにご注意ください！

- 9 承認取消  
事項 承認を受けた団体等が、次の各号のいずれかに該当するときは、「多摩市紋章・名義使用承認取消通知書（第4号様式）」により、承認を取り消しますので、御了承願います。
- 承認の取消しを受けた団体は、市長が別に定める期間、市の紋章又は市若しくは市長の名義使用の承認を申請することができません。
- (1) 承認した事業内容等が事実と相違するとき。
  - (2) 第4条（団体等の承認基準）又は第5条（事業の承認基準）の規定に違反したとき。
  - (3) 当該承認名義を第三者に譲渡したとき。
  - (4) 市民に著しく迷惑を及ぼしたとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認めるとき。
- 10 事業実績 事業終了後、必要に応じて実績報告書、決算報告書その他市長が指示する書類を速やかに提出してください。